

事 務 連 絡

令和 8 年 3 月 17 日

関係団体の長 殿

福島労働局労働基準部

健康安全課長

建設工事等におけるガスパ管損傷及び一酸化炭素中毒等による
労働災害の防止について

日頃から労働基準行政の推進に各段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 355 条に基づく地山の掘削の作業を行う場合の作業箇所及びその周辺の地山についての埋設物等の有無及び状態の調査の実施等、事業者に対してガスパ管損傷による労働者への危害を防止するための措置の実施が義務付けられており、また、平成 19 年 3 月 22 日付け基発第 0322002 号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」により、改修工事において、作業計画にガス会社等への事前連絡等についても定めるよう指導しているところです。

さらに、建設業における一酸化炭素中毒等の予防については、平成 10 年 6 月 1 日付け基発第 329 号「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について」により、作業場所の換気等作業管理等を徹底するよう指導しているところです。

今般、別添のとおり、経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長から、建設工事等におけるガスパ管損傷事故及び一酸化炭素中毒等事故の防止に関する事業者等への要請について協力依頼がありました。

つきましては、これらによる労働災害を防止するため、貴団体会員に対し別添の事項について周知徹底してくださるようお願いいたします。

建設工事等におけるガスパ管損傷事故の防止について

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事、その他の工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガスパ管を損傷する等の事故が発生しています。

最近では、以下のような事故が発生しています。

- ・ 井戸の修繕工事において敷地内を掘削したところ、ガスパ管と給水管を見誤りディスクグラインダーにより切断し、その結果火花が漏えいしたガスに着火したことから作業員を含む2名が負傷（2025年1月）
- ・ 解体工事作業中に電動のこぎりでガスパ管を切断した際に着火し、作業員1名が負傷（2025年5月）
- ・ 水道工事における掘削作業にて、建設機械にてガスパ管を損傷した後、ガスパ管修理のため掘削溝を掘り広げようとした際に電動工具を使用したため、漏えいしたガスに着火し、作業員2名が負傷（2025年5月）

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガスパ管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガスパ管を切断した、③ガスパ管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミスがそのほとんどを占めています。

経済産業省は、このような建設工事等におけるガスパ管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の注意喚起を行います。

記

1. 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、埋設されたガスパ管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者の立会いを求めること。なお、液化石油ガスの供給区域であってもガスパ管が埋設されていることがあることから、LPガス事業者への確認を徹底すること。
2. ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業員全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
3. ガスパ管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
4. 需要家敷地内に引き込まれる埋設ガスパ管は、歩道部や車道部の浅い箇所には存在する場合が多いため、特に注意すること。

5. 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
6. ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

(別添)

- ・参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

問い合わせ先：

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ

ガス安全室

03-3501-4032

<bzl-s-hoan-gasanzen★meti.go.jp>

(送信の際は★を@に置き換え)

ガス管損傷事故を防ぐための 3つのポイント

工事の前にガス管の位置をしっかり確認。
作業員全員で情報共有し、ガス管損傷事故を防ぎましょう。

Point ① 工事前にまず確認!

工事前にガス管位置やガス
が通じていないことを確認。
ガス管付近は特に慎重に手
掘り等で作業する。



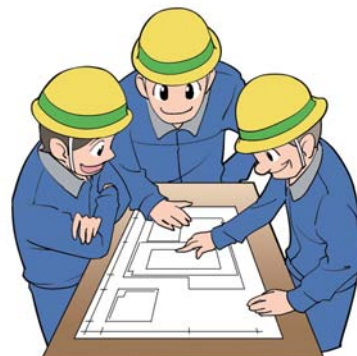
Point ② 不明な場合は ガス事業者へ連絡!

ガス管の位置や深さが不明
な場合やガス管の撤去・移
設工事が必要な場合。
その他、必要に応じてガス
事業者にご相談ください。



Point ③ 情報は全員で共有!

ガス管の位置などの情報は、
図面などで作業員全員で
情報を共有する。



ガスの事故がなくなるよう皆様のご理解とご協力をお願いします。



ガスの安全

検索

<http://www.meti.go.jp/>



お問い合わせは

敷地内の工事に携わるみなさまへ

敷地内で工事を行う際は、 ガス管の確認を!



工事の前に
ガス管の確認、
忘れてませんか?

必ず
確認!





ガスの
あんしん
合い言葉

ちょっと待て! そのすぐ下には ガス管が!?

建物の改築・解体・給排水
工事などをはじめる前に
ガス管の位置確認を!

《工事の前に》

ガス管の位置やガスが通じていないことを
必ず確認してください。

《ガス管近傍で工事を行う場合》

あくまでも慎重に作業を進めてください。

《不明な点は》

ガス事業者にご相談ください。

《ガス臭いと感じた時》

火気や電動工具の使用を避け、
すぐにガス事業者に連絡してください。



敷地内他工事におけるガス管損傷事故を防ぐために、ご協力をお願いします。

ガスパ損傷事故
防止のため、

毎日!

工事の安全 チェック

毎日、工事の前にしっかりチェック!

作業員全員で情報共有して、ガスパ損傷事故を防ぎましょう。

〈チェック項目〉



工事前に必ず確認!

- ☑ 図面などで工事前にガスパの位置を確認。
- ☑ ガスパのガスが、どこまで通じているか確認。
- ☑ ガスパ付近では手掘り作業をするなど、作業のポイントを確認。



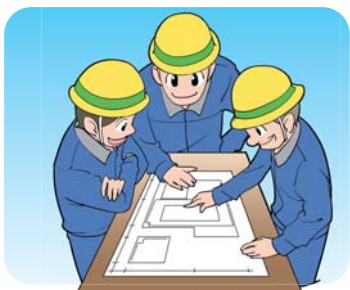
不明な点はガス事業者へ確認!

- ☑ ガスパの位置や深さが不明な場合。
 - ☑ ガスパの撤去・移設工事が必要な場合。
 - ☑ ガスパにガスが通じているか不明な場合。
 - ☑ 協議になかった管が出てきた場合。
- ※その他、必要に応じてガス事業者にご相談ください。



工事はあくまでも慎重に!

- ☑ 工事は、ガスパの位置や深さを再度確認してから。
- ☑ ガスパの近くでは、重機を使用せず、手掘りにて慎重に作業を。



作業員全員で情報共有を!

- ☑ ガスパの位置情報や、ガスパ近くでの手掘り等作業のポイントを必ず作業員全員で情報共有をお願いします。



ガスの事故がなくなるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

ガスの安全見直し隊

ガスの安全

検索

<http://www.meti.go.jp/>



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

ガスパイプ調査窓口検索

ガスパイプの位置が不明な場合、日本ガス協会にアクセスし、以下の手順で各地域のガス会社の「ガスパイプ調査窓口」が確認できます。

スマートフォンやパソコンから → **日本ガス協会** **検索**
<https://www.gas.or.jp/gas-pipe/>



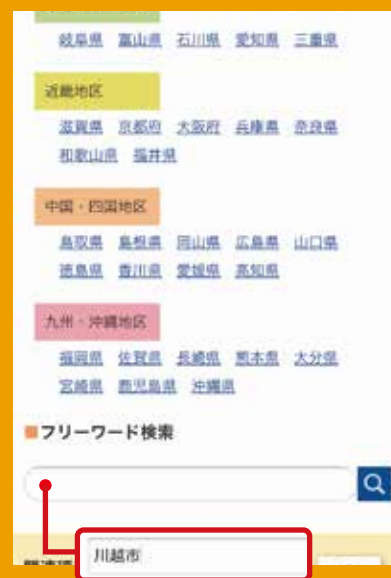
step 1

左上のメニューボタンから「ガスパイプ調査窓口検索」を選びます。



step 2

検索したい都道府県または市名、群名を入力し「検索する」をクリック。



step 3

検索結果一覧からガス会社の連絡先の確認をおこないます。



万一、ガスパイプを
損傷して
しまったら...

- 1 落ち着いて、すぐにガス会社まで連絡する。
- 2 窓やドアを開けて換気をする。(換気扇は使用しない)
- 3 火気や電動工具は使用しない。
※コンクリートカッター・はつり作業、配管切断作業で発生する火花も着火源となります。
- 4 周囲へ周知、状況に応じて避難と避難誘導をする。
- 5 可能な場合はガスの噴出を止める。

ガス漏れ時の緊急連絡先

— 掘削、解体・撤去、増改築・改装工事をされる皆様へ —

ガスパイプ損傷による事故を起こすと、

ケガ・火傷

のほか、

火災・爆発

など近隣住民への迷惑、加えて

工事停止 損害賠償 労働災害

に発展し、

会社に損失が生じることになります。

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による
一酸化炭素中毒事故等の防止について

住宅塗装工事等においてガス機器の給気・排気部が閉塞されることにより発生する不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒事故が発生しています。こうした事故は消費者の生命に大きく関わる事故であるため、経済産業省としては事故防止に必要な対策をとるよう、塗装事業者等に周知・啓発することとしています。

最近の事例では、高層建物における外壁工事中に、需要家宅のベランダに設置されていた瞬間湯沸器の給排気口付近に、ビニールに入った網戸が立てかけられ、給排気口が塞がれたことから、給気・排気経路を介して室内に排ガスが流入し、需要家1名が一酸化炭素中毒となった事故（2025年2月）がありました。

このように、ガス機器の給気・排気部が閉塞された状態で使用した場合、酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあります。

このため、塗装工事業者等に対し、下記の注意喚起を行います。

記

1. 養生の有無にかかわらず、ガス機器の給気・排気部及びその周辺（給排気口付近等）を塞がないこと。
2. 工事等を行う上でガス機器の給気・排気部の機能に影響を及ぼすおそれがある場合には、当該ガス機器を使用しないよう、確実に住人へ周知徹底すること。
3. 工事終了後は、速やかにガス機器の給気・排気部及びその周辺に物品が残置されていないことを確認し、速やかに原状回復を行うこと。

(別添)

・塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ

問い合わせ先：

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ

ガス安全室

代表電話：03-3501-1511

<bzl-s-hoan-gasanzen★meti.go.jp>

(送信の際は★を@に置き換え)

 「ガス臭い」、「警報器が鳴った」などの
異常を感じたら、
すぐガス事業者へ連絡を！



外壁塗装工事に伴い、ガス機器の異常着火、
ガス臭等が発生した場合は、
直ちにガス機器の使用を停止し、ガス事業者へ連絡を！

お名前

ご住所

ご近所
の目標

その場
の状況

ガスの事故がなくなるよう
皆様のご理解とご協力をお願いします。



ガスの安全
<http://www.meti.go.jp/>

検索

 経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

お問い合わせは

工事の際に、やむをえず排気筒（煙突）・換気扇・
給排気口・屋外式給湯器をビニール等で覆う場合、
入居者の方にガスの使用禁止を
お願いしてください。



外壁塗装工事・
外壁清掃工事・
増改築工事をされる
工事会社さまへの
お願い。

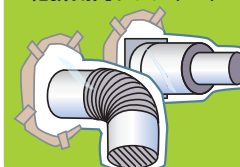


外壁の塗装工事等で、排気筒(煙突)・換気扇・給排気口・
屋外式ガス給湯器等を**ビニール等で覆う**ときは**入居者の方に**

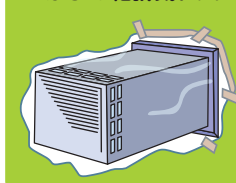
ガスの使用禁止をお願いしてください。

ガス機器、給排気筒等をビニールでお覆ったままガス機器を使用され
ますと、すぐに消えてしまったり、不完全燃焼による一酸化炭素中毒や、
機器の異常着火による故障や火災の原因となり大変危険です。

排気筒トップ(FE)または
給排気筒トップ(FF)



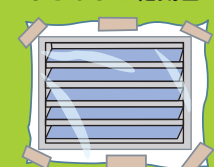
BFがまの給排気トップ



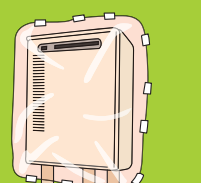
換気扇の
ウェザーカバー



玄関ドアの通気口や
ふろがまの給気口



屋外式給湯器



入居者の方にガスの使用禁止のお願い

はい、
わかりました



ただ今
塗装工事中のため
ガス機器は
使わないでください。

管理人さまにもお打合せを

共同住宅の塗装等で工期が長くなる
場合には、管理人さまとの打合せの
上、ガス機器の使用制限等について
掲示板および回覧板等でお知らせし
てください。



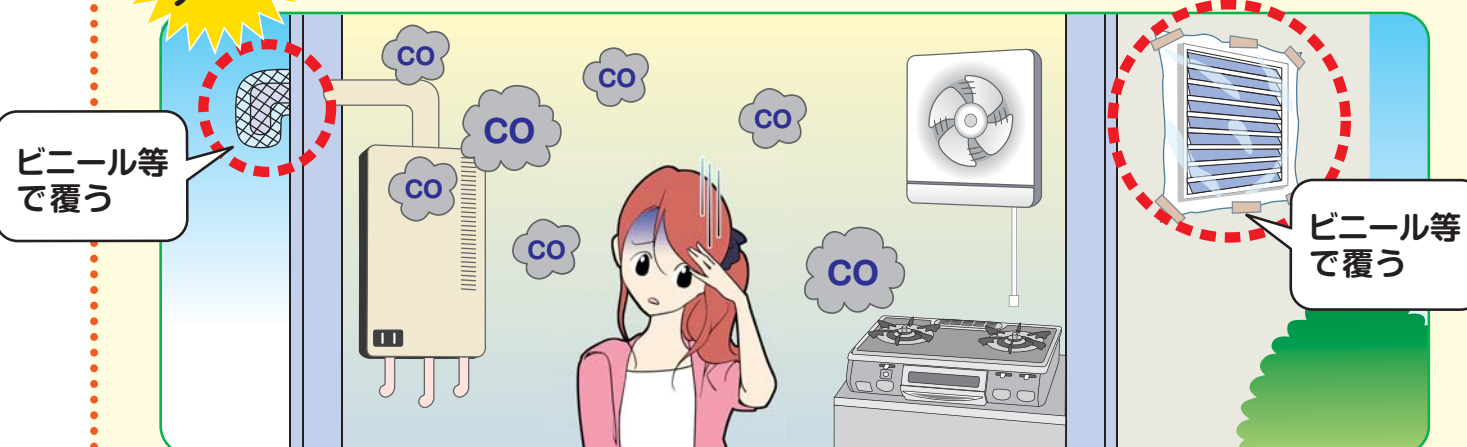
作業終了後はビニール等の覆いを取り除いてください。



ビニール等で覆ったままガス機器を使用すると大変危険です。

危険な
ケース1

不完全燃焼による一酸化炭素中毒の原因になります。



危険な
ケース2

ガス機器の故障の
原因になります。

ガス機器が燃焼できなくなり、未燃ガスが滞留
してしまい、連続点火操作により着火すると
ガス機器が爆発・火災に至る場合があります。

